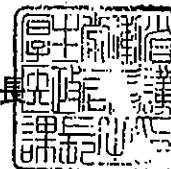


医政看第 0331001 号

平成 20 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長

行政処分を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師に対する  
再教育研修の実施に係る留意事項について

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）（以下「保助看法」という。）の一部改正により、行政処分を受けた保健師、助産師、看護師（以下「保健師等」という。）及び准看護師に対して、再教育研修（以下「再教育」という。）を実施するとされたことを受け、「行政処分を受けた保健師・助産師・看護師及び准看護師に対する再教育研修の実施について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331013 号）を通知したところであるが、その実施に当たっての留意事項について、下記のとおり取りまとめたので通知する。

貴職におかれては、下記の内容を御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等に周知願うとともに、准看護師に対して実施する再教育との連携について協力願いたい。

## 記

1. 再教育を修了した旨の保健師籍、助産師籍又は看護師籍への登録等  
再教育を修了した保健師等が、再教育を修了した旨の保健師籍、助産師籍又は看護師籍（以下、「保健師等籍」という。）への登録に係る申請等は次のとおりとする。
  - (1) 再教育研修修了証の交付  
厚生労働大臣は再教育を修了した保健師等に対して、再教育研修修了証（以下、「修了証」という。）を交付する。
  - (2) 修了証を受けた保健師等のうち、保健師、助産師又は看護師の免許を複数所持する保健師等は、免許毎に、再教育研修修了登録証申請書（以下、「申請書」という。）を提出することとなる。なお、申請に係る手数料は、1 免許当たり 3,100 円とする。

(3) 集合研修（1日対象者）を修了した保健師等

集合研修を修了した保健師等は、集合研修の際に配布される申請書の該当事項を記載し、手数料に相当する収入印紙を貼付の上、研修終了時に厚生労働省医政局看護課再教育担当（下記記載を参照のこと。）に提出すること。

(4) 課題研修又は個別研修を修了した保健師等は、集合研修の際に配布される申請書の該当事項を記載し、保健師等免許証の写しと当該対象者に交付される修了証の写しを添付し、更に手数料に相当する収入印紙を貼付の上、厚生労働省医政局看護課再教育担当に提出すること。

(5) 厚生労働大臣は、申請書を提出した保健師等に対して、当該保健師等の再教育の修了を確認の上、当該保健師等籍に再教育を修了した旨の登録が済み次第、再教育研修修了登録証（以下、「登録証」という。）を交付する。

(6) 准看護師免許を所持する保健師等が、再教育を修了した旨の准看護師籍への登録を申請する場合は、当該対象者に交付される修了証の写しを添付し、当該対象者の行政処分を担当した都道府県に連絡の上、当該対象者の准看護師籍のある都道府県に対して申請書を提出すること。

なお、申請に係る方法、様式、手数料等は都道府県により異なるので必ず確認すること。

## 2. 助言指導者の選任

個別研修を受けようとする保健師等（以下、「個別研修対象者」という。）は、研修に当たり、助言・指導等を行う者を選任の上、厚生労働大臣の指名を受けなければならない（以下、厚生労働大臣の指名を受けた者を「助言指導者」という。）が、助言指導者の選任は次のとおりとする。

(1) 個別研修対象者は、助言指導者として適した者（以下、「助言指導者候補者」という。）に対して、事前に就任依頼等を行い、ある程度特定できている場合は、その旨を厚生労働省医政局看護課再教育担当に連絡すること。その際、厚生労働省から助言指導者候補者に対して、助言指導者の役割等を説明し理解を得ることとしているため、個別研修対象者は助言指導者候補者に厚生労働省医政局看護課再教育担当より別途連絡があることを伝達しておくこと。

(2) 助言指導者候補者は、助言指導者となることを承諾した場合は、別紙の助言指導者指名承諾書（以下、「承諾書」という。）に記名押印又は署名し、厚生労働省医政局看護課再教育担当に提出すること。

(3) 厚生労働大臣は、承諾書を提出した助言指導者候補者について、助言

指導者として指名する。

なお、助言指導者を複数選任する場合にあっても、上記（１）～（３）の手続きを行うこと。

（４）個別研修対象者の身近に助言指導者候補者がいない場合は、その旨を厚生労働省医政局看護課再教育担当宛に連絡し、相談すること。

### 3. 個別研修実施機関の選定

個別研修対象者は、現場に復帰後、国民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供することを目的に、自ら研修を行う機関（個別研修実施機関）を選定することが望ましい。

### 4. その他

- ・ 再教育に係る手数料（再登録手数料は含まない。）は、保健師等宛に後日郵送する納入告知書により所定の額を銀行等で支払うこと。
- ・ 再教育に係る書類の提出、連絡先は下記のとおり。

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局看護課 再教育担当

電話 03-3595-2206（直通）

FAX 03-3591-9073

(別紙)

### 助言指導者指名承諾書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

私は、(被処分者の氏名)に係る助言指導者の指名を受けることを承諾します。

#### 記

氏 名	印
所 属 ・ 役 職	
所 在 地	〒  電話番号：
保健師籍登録番号	第 号
助産師籍登録番号	第 号
看護師籍登録番号	第 号

(記入要領)

1. 氏名は、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
2. 承諾する者が、保健師、助産師、看護師のいずれでもない場合には、保健師籍、助産師籍、看護師籍登録番号の欄は空欄にしておくこと。

受理年月日  
平成 年 月 日